

西目屋村郵便入札実施要綱

令和4年5月20日要綱第36号

(目的)

第1条 この要綱は、村が発注する工事の請負、製造の請負、測量、調査、設計等の委託、物品の調達及び役務の提供（以下「工事等」という。）に係る競争入札において、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を実施することにより、競争性の確保及び入札参加者の事務の省力化を図るため、必要な事項を定める。

(対象とする入札)

第2条 郵便入札の対象は、西目屋村が実施する工事等の競争入札とする。ただし、契約担当者（西目屋村財務規則（昭和52年規則第2号。以下「財務規則」という。）第115条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）が郵便入札によらないことが適当と認める入札については、この限りでない。

(郵便入札に係る費用の負担)

第3条 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札の公告等)

第4条 契約担当者は、郵便入札の方法により入札を行おうとするときは、財務規則第113条に基づく公告又は第128条第2項に基づく通知において、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 郵便入札により入札を実施する旨
- (2) 入札書の郵送方法
- (3) 入札書の到達期限
- (4) 入札書の送付先
- (5) この要綱の規定に反して提出された入札書を無効とする旨
- (6) 開札の日時及び場所
- (7) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者が必要と認める事項

(入札書等の送付方法)

第5条 郵便入札の参加者は、入札書を書留等（信書が送付可能でかつ、追跡番号があり、追跡が可能な方法に限る。）の方法により、あらかじめ指定する到達期限までに到達するように郵送しなければならない。この場合において、入札条件として積算内訳書の提出が求めら

れているときは、積算内訳書を同封して郵送しなければならない。

2 前項の規定によらない送付方法で行った、入札書及び積算内訳書（以下「入札書等」という。）は基本的に受理しない。ただし、郵送が困難な場合等やむをえないと契約担当者が認める場合においては、持参により入札書等を提出できるものとする。

3 第1項の規定により、入札書等を郵送する場合は、当該入札書等を封筒に入れて封かんし、村で指定する宛名様式を貼付のうえ郵送しなければならない。

（入札の辞退）

第6条 郵便入札の参加者が入札を辞退する場合は、第4条第3号に規定する入札書の到達期限までに辞退届を提出しなければならない。

（入札の無効）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 第4条第3号の到達期限までに到達しなかったとき。
- (3) 第5条に規定する送付方法によらずに送付されたとき。
- (4) 入札書等に記名がないとき。
- (5) 積算内訳書の提出を求められた場合において、積算内訳書が同封されていないとき。
- (6) 入札書と積算内訳書の件名及び金額が相違するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

2 開札前に無効とした入札書等は、開札しないものとする。

3 第1項の規定により無効とした入札書等は、返却しないものとする。

（入札書等の開札等）

第8条 契約担当者は、第5条第3項に規定する封筒が到達したときは、当該封筒を開封せず、開札日時まで適切な方法により、厳重に保管するものとする。

2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

3 開札は、あらかじめ指定した開札日時及び場所において、契約担当者2名以上出席の上、郵送された封筒が未開封であることを、次条に規定する立会者のすべてが確認した後、執行するものとする。

（立会者の選定等）

第9条 契約担当者は、郵便入札の参加者のうち開札会場に立会いを希望する者がいるときは、

これを立ち合わせなければならない。

2 立会者は、入札参加者又は入札参加者の委任を受けた代理人でなければならない。この場合において、入札参加者は、他の入札参加者の代理人になることはできない。

3 契約担当者は、開札に立ち会う入札参加者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(くじによる落札者の決定)

第10条 契約担当者は、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者が開札に立ち会っていないときは、前条第3項の入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札の延期等)

第11条 契約担当者は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生し、又は不正な行為があると認めるときは、当該郵便入札の執行を延期し、若しくは中止し、又は取り消すことができる。

2 契約担当者は、前項の規定により郵便入札の執行を延期し、若しくは中止し、又は取り消したときは、速やかに当該入札参加者に通知するものとする。

3 契約担当者は、郵便入札の執行を延期した場合は当該到達期限までに到達した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとし、郵便入札を中止した場合は速やかに当該入札書等を入札参加者に返却するものとする。

(入札結果の通知)

第12条 契約担当者は、落札者が決定したときは、財務規則第124条の規定を準用して行うものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。